

熊本県立東稜高等学校

いじめ防止基本方針

令和４年（２０２２年）６月改訂

目 次

はじめに	1
1 いじめの理解	1
2 いじめの定義	1
(1) 「いじめ」に当たる行為か否かの判断	2
(2) 「一定の人的関係」について	2
(3) 「物理的な影響」について	2
(4) その他の留意点	2
(5) 具体的ないじめの様態	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) いじめの解消	4
(5) 家庭や地域との連携	4
(6) 関係機関との連携	4
4 いじめ防止等の対策のための組織：「いじめ問題対策委員会」	5
(1) 構成員	5
(2) 組織の役割	5
5 年間計画	5
(1) 年間の取組について（P D C Aサイクルの期間）	5
(2) いじめの未然防止の取組	5
(3) いじめの早期発見の取組	6
6 いじめに対する措置	7
7 重大事態への対処	8
(1) 重大事態の発生と調査	8
(2) 調査結果の提供及び報告	9

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止するものです。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければなりません。

現に本県においても、毎年多くのいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもあります。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題です。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要性から、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立し（以下「法」という。）、同年9月に施行されました。

これを受けて、法第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が平成25年12月に策定されました。

そして、法第13条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針（県の基本方針）を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定に基づき、この「熊本県立東稜高等学校いじめ防止基本方針」（以下「東稜基本方針」）を策定したものです。

東稜基本方針は、いじめに関する本校の取組が着実に推進されるに従い、年々進化及び深化していくものであり、それに伴って本校の生徒がより幸福な学校生活を送れるようになるものと確信します。

1 いじめの理解

- いじめ問題は、人権に関わる重大問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。
- いじめから生徒を救うためには、教職員や保護者及び生徒一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を強く持つことが重要である。
- 嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危機を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められることもある。
- いじめの加害・被害という二者関係にとどまらず、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」さらには「無関心な者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成が必要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（１）「いじめ」に当たる行為か否かの判断

- 表面的・形式的に判断せず、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。
- いじめは誰にでも起こりうるものであり、いじめを受けていることを相談するのは決して恥ずかしいことではないということを生徒に理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。
- 特定の教職員のみで、いじめの認知を行うのではなく、「いじめ問題対策委員会」を活用して行うこと。

（２）「一定の人的関係」について

学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

（３）「物理的な影響」について

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

（４）その他の留意点

- インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応を行わなければならない。
- いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応により対処することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ問題対策委員会」へ情報提供しなければならない。

（５）具体的ないじめの形態

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

（１）いじめの防止

- 生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げること。
- 生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒）がある生徒もいることから、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応すること。
- 学校教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを深く理解させ、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てること。
- 生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めること。
- 教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努めること。特にアクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さないこと。

（２）いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めること。わずかな兆候であっても、いじめの可能性を考えて、早期の段階から関わりを持ち、積極的に対応すること。
- 生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応をすること。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ること。

（３）いじめへの対処

- いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切な指導をする等、組織的な対応を行わなければならない。
- 寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うこと。

- 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備を進めること。
- いじめが発生し場合は速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。したがって、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくこと。
- 全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくこと。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないよう留意する。
 - ・いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ問題対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - ・行為が止んでない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - ・特に、寮生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

(5) 家庭や地域との連携

- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、育友会や地域の関係団体と学校がいじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度等を活用し、または、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめ問題について家庭、地域と連携した対策を推進すること。
- アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。

(6) 関係機関との連携

- 日頃から、警察や児童相談所等の関係機関の担当者の情報交換や連絡協議会の開催等、情報共有体制を構築すること。

4 いじめ防止等の対策のための組織：「いじめ問題対策委員会」

（１）構成員

- | | | |
|-----------------------|----------------|---------------------------|
| ①校長 | ②副校長 | ③教頭 |
| ④主幹教諭
相談係・情報集約担当者) | ⑤生徒安全・安心部部長 | ⑥生徒安全・安心部副部長（教育
⑧2学年主任 |
| ⑦3学年主任 | ⑩養護教諭 | ⑪人権教育主任（情報集約担当者） |
| ⑨1学年主任 | ⑬スクールソーシャルワーカー | |

※重大事態等、必要に応じて専門家等を加える

（２）組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

5 年間計画

（１）年間の取組について（PDCAサイクルの期間）

- 年間計画の策定：4月～5月（「いじめ問題対策委員会」の原案・方向性を検討）
- 計画の実行：4月～3月
- 計画の分析・検証：7、12、3月（「いじめ問題対策委員会」で分析・検証）
- 計画の検証・修正：2月～3月（「いじめ問題対策委員会」で最終検証・修正）

（２）いじめの未然防止の取組（実施時期は年間計画の決定に伴い確定）

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止につながるという観点から、全ての教育活動を通じた道徳教育のさらなる充実・徹底を図る。その際に、本校の道徳教育の重点目標に掲げている「5つの行動目標」の実践も併せて徹底する。

※「5つの行動目標」：

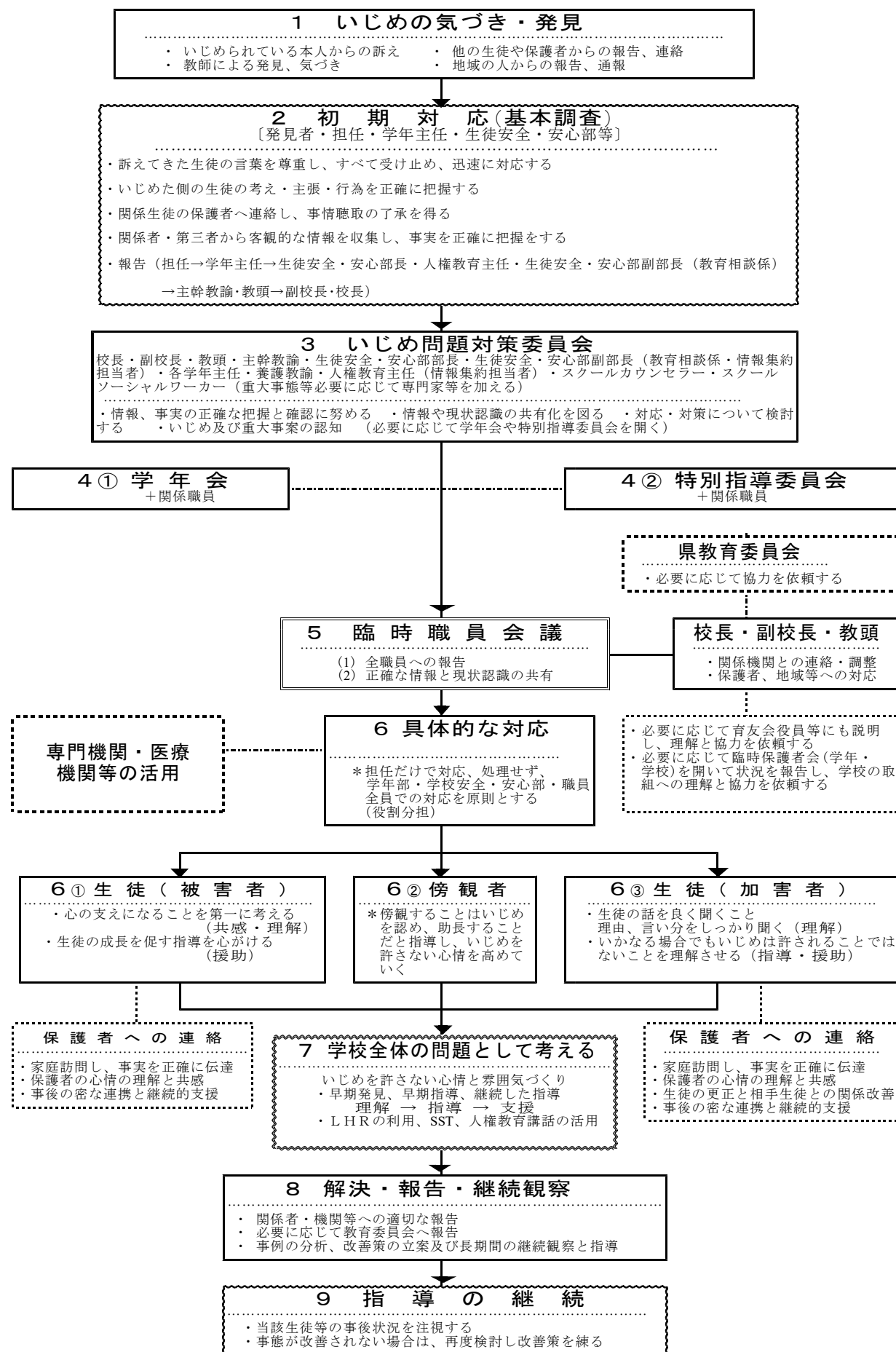
- ①服装を正し、大きな声で挨拶ができる。
- ②公共物を大切にし、立派に掃除ができる。
- ③きまった時間に運動や勉学ができる。
- ④感謝の気持ちを持ち、正しい言葉遣いができる。
- ⑤志を明確にし、自己の問題点と対峙できる。

- 生徒の自他を大切にすることを養い、人間としての在り方・生き方に対する自覚を深めることで、いじめの未然防止へとつなげるために、「命を大切にすること」を育む指導プログラムを各教科、学級（ホームルーム）活動、総合的な学習の時間等、教科等の枠を越えて全ての教育活動において実践する。一部実践例は以下のとおり。
 - ・「保健」では、「妊娠・出産と健康」、「私たちの健康のすがた」の授業において、出産の喜びやいじめによる自殺の問題について学習することで、生命のかけがえのなさに気付かせ、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさを理解させる。
 - ・「情報」では、「情報社会の問題点」の授業でＳＮＳ等での無責任な書き込みによる誹謗中傷やＬＩＮＥ等による「いじめ」が多発している現状と課題を学習し、いじめやいじめによる自殺の問題等を深く考え、相手を傷つけない正しい情報機器の使用についての認識を深める。
 - ・「家庭」では、「自分らしく生きる」の授業で「ＤＶ」について学習し、互いに敬愛する気持ちを持つことの大切さを理解させ、いじめや暴力の未然防止に対する意識を高める。
- 人権教育（いじめについて）ロングホームルームの実施（各学年）
- 情報モラル教育に関する講演会の実施（全校生徒対象）
- 生徒会による生徒に対する啓発活動等
 - ・全校集会や学年集会時等において、「熊本県高等学校『いじめを許さない』宣言文」を確認し、いじめ未然防止に対する意識の高揚を図る。
 - ・いじめ未然防止に関する「標語」を全校生徒から募集する。
 - ・いじめに関する生徒向けの講演会を企画・実施する。
 - ・啓発活動を促進するために、「人権だより」を発行し、生徒へ配付する。

（３）いじめの早期発見の取組（実施時期は年間計画の決定に伴い確定）

- 校内のいじめに関する相談窓口（情報集約担当者）を生徒及び保護者に周知徹底する。
「いじめ問題対策委員会」のメンバー全員及び担任が基本的には窓口となるが、教職員の誰もが窓口であることを本校の職員一人一人が認識し、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について、職員同士で理解を深めるよう努める。また、教頭及び主幹教諭を中心に組織的な対応を可能とするような体制整備を推進していく。
- 校外のいじめに関する相談窓口（「熊本県２４時間子どもＳＯＳダイヤル」）を周知徹底するなど、子供がいつでも相談できる体制を整備する。
- 生徒対象のいじめに関する「心のアンケート」を学期ごとに実施し、いじめの早期発見に努める。
- 校内外の研修会等を通して、いじめ防止やいじめの早期発見及びカウンセリング、コーチングに関する知識を深め、生徒との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係の構築に努める。併せて、生徒の援助希求能力の向上を目的とする「生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）」を積極的に推進する。
- いじめを受けている生徒本人は勿論のこと、周囲の生徒もいじめを傍観することなく、いじめが発生したら速やかに教職員や相談窓口へ伝えるよう、生徒への呼びかけを日常化する。

6 いじめに対する措置



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味等

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、以下に示す項目等について、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手すること。
- 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」などと考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たること。
- 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない事に留意する。

② 重大事態が発生した場合の報告等

- 県教育委員会を通じて知事に報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずること。その際、県教育委員会から必要な指導や人的措置を含めた支援を受けること。

③ 調査を行うための組織について

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、重大事態の性質や様態に応じて適切な専門家を加えること。
- 調査に際しては、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保すること。
 - ・事案の大まかな事実関係の把握のため、いじめ問題対策委員会による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
 - ・必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
 - ・いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行うこと。
 - ・生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用すること。
 - ・特定の情報や資料に偏らず、客観的・総合的な分析評価を行うこと。
 - ・保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行うこと。
 - ・調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局の機能の充実を図ること。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること。

- いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とすること。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させること。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うこと。

- いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手すること。

⑤ その他留意事項

- 重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援とともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意すること。

（２）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適時かつ適切に提供すること。
- ② 調査結果を県教育委員会を通じて知事へ報告
(知事が再調査を実施し、措置を講ずる場合有り)